

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料1-4
提出年月日	令和4年12月8日

泊発電所3号炉 ヒアリングにおける指摘事項に対する回答一覧表
(第14条 全交流動力電源喪失対策設備)

ID	No	指摘事項の内容	審査日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
220906-20	1	蓄電池で賄える時間については先行審査を踏まえて同様の考え方で記載すること。(33条と共通) (「十分な長い時間」の明確化)	R4.9.6	本日回答		蓄電池で賄える時間について、「十分な長い時間」ではなく具体的な数値を記載した。(女川の審査実績と同等の考え方で約8時間と記載。)	資料1-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表第14条 全交流動力電源喪失対策設備(DB14-9 r.5.0)」 ・p.14-6, 7, 10, 11, 22, 27, 53, 54, 56~59, 65, 67~69, 71, 72	
220906-21	2	PP資料4,5ページ 負荷に最新の状況が反映されていることを確認して適正化すること。(33条と共通)	R4.9.6	後日回答予定		地下水排水設備の設計変更により、負荷容量の変更が見込まれるため、蓄電池容量計算を実施中である。SA57条の8時間/24時間評価と同様の計算結果を用いることから、完了後に反映する。		1/Eに結果を反映予定。SA57条の8時間/24時間の蓄電池容量計算の完了予定時期による。
220906-22	3	先行審査を踏まえた適切な図、設備名称の記載に整理すること。資料間で設備名称は統一すること。(資料全般18.関係)	R4.9.6	本日回答		先行審査実績を踏まえた図の追加、設備名称の記載、資料間での設備名称統一を図った。(例:「交流動力電源設備」と記載していたものをSA57条に合わせて「常設代替交流電源設備」に統一した。)	資料1-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表第14条 全交流動力電源喪失対策設備(DB14-9 r.5.0)」 ・資料全般	
220906-23	4	①14-6 改行ズレをなくすこと(資料全般19.関係) ②14-16 図の設備名が違うので、記載を適正化すること。 ③14-11 無停電電源装置”等”の説明がないので、「等」に該当する設備があるなら後段にそれを説明する記載が必要になるので適正化すること。(既許可の記載を踏襲していたとしても適正化が必要。) ④14-18 泊では「主蒸気逃がし弁」の記載がないので、PWR審査知見を踏まえ記載の適正化について検討すること。 ⑤14-18. 浮動充電の記載を充実すること。 ⑥14-20~ 先行の記載の充実を適切に反映すること。記載が不要ならば、その理由について備考欄に記載すること(資料全般21.関係) ⑦14-57 負荷は、地下水排水設備の要否も確認し、記載を適正化すること(負荷に最新の状況が反映されていることを確認) (33条と共通) ⑧その他、資料全体を再チェックを行い適切に修正すること	R4.9.6	本日回答		①資料全般にわたり、改行ずれを修正した。 ②直流電源設備単線結線図に記載の設備名称について、文章中に記載している設備名と整合させた。また給電対象となる負荷についても記載を適正化した。 ③計測制御用電源設備の記載について、先行審査実績を踏まえて適正化を図った。 ④全交流動力電源喪失時に2次冷却系に期待する設備として、PWR先行実績を踏まえて「主蒸気逃がし弁」の記載を追加した。 ⑤浮動充電以降の記載について、女川審査実績を踏まえて記載の充実を図った。(SAとの兼用、予備充電器の運用、蓄電池(常用)の記載を追加) ⑥女川審査実績を踏まえ、全交流動力電源喪失時に電源供給が必要となる設備の選定に関する記載を追加した。 ⑦地下水排水設備の設計変更により、負荷容量の変更が見込まれるため、蓄電池容量計算を実施中である。SA57条の8時間/24時間評価と同様の計算結果を用いることから、完了後に反映する。 ⑧資料全体について、先行審査実績を踏まえ記載の適正化を図った。	資料1-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表第14条 全交流動力電源喪失対策設備(DB14-9 r.5.0)」 ①資料全般 ②p.14-19 ③p.14-12 ④p.14-21 ⑤p.14-21 ⑥p.14-24~49 ⑦ID:220906-21にて回答予定。 ⑧資料全般	
220906-24	5	14-18 系統・系列の違いについて確認すること	R4.9.6	本日回答		多重化された設備の複数の系を表す記載表現について、既許可では「系列」であったが、今回「系統」で統一した。(設置許可基準規則第2条の多重性の定義に合わせる)	資料全般	
220906-25	6	14-65 適用規格の年度の記載は、建設・設置時点と最新の規格を踏まえ、適切な記載方法を検討すること(最新の規格に照らし合わせて適合の確認を行っていることの反映)	R4.9.6	本日回答		適用規格の年度の相違により蓄電池容量の算出方法に変更はなく、影響がないことを比較表の相違理由欄に記載した。	資料1-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表第14条 全交流動力電源喪失対策設備(DB14-9 r.5.0)」 ・p.14-67	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。